

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3058号)

令和6年4月4日

横 情 審 答 申 第 3058号

令 和 6 年 4 月 4 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正 史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年12月20日教西総第484号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「教職員事件報告書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教職員事件報告書」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年10月26日付で行った「教職員事件報告書」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、氏名、年齢、学年、日時、調査内容、聞取りの内容その他個人が特定できる記載は、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるため本号に該当し、ただし書アからウまでに該当せず、非開示とした。
- (2) 本件審査請求文書のうち、事件の詳細に関する部分は、個人の考え方や感情を含む情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、ただし書アからウまでに該当せず、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示は、問題行為の隠蔽であり反社会的行動である。全開示を要求する。
- (2) 実施機関は本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号を理由に一部非開示

を行った。

- (3) 事件報告書という公文書なので、教師の言動は全て公務中のことであり隠すべき個人情報には当たらない。
- (4) 情報を公開することにより市民第三者の目にさらされて、実施機関の対応が正しかったのかと検証する材料になる。検証もできないのは事なかれ主義、保身の為に報告書を作成しましたとのパフォーマンスである。
- (5) 利害関係もない第三者が検証するためには全文の開示を要求するものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 教職員事件報告書に係る事務について

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条では、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。

そのような事故が発生した場合には、学校長は、教職員事故報告書を作成し、教育長に提出する。

- (3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校において、児童又は職員に関し重要と認める事故が発生したものであるものとして提出された教職員事件報告書である。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

- (4) 非開示部分の旧条例第7条第2項第2号該当性

- ア 旧条例第7条第2項第2号の規定

旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 教員の氏名

被害児童等の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されるおそれのある情報には慎重な配慮がなされるべきである。

当該情報は、開示すると地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。

したがって、当該情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報との照合により特定個人を識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 教員の年齢及び担当学年並びに被害児童の学年

(ア) 当該情報のうち教員の年齢及び担当学年は、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。

そのため、これらの情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報との照合により特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 当該情報のうち被害児童の学年は、被害児童の個人に関する情報であり、特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 日時

当該情報は、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。

したがって、当該情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報と照合することで特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 調査内容、聞取りの内容等

- (ア) 「事案 2」、「事案 3」及び「事案 4」並びに「6 児童、保護者、地域の様子」のうち別表記載部分

当該情報は、個人に関する情報ではあるが特定個人を識別することができるものではなく、当該情報を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、旧条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当しないため、開示すべきである。

- (イ) 「7 当該教諭の様子」及び「8 関係教諭の様子」のうち別表記載部分

当該情報は、教員個人に関する情報であって、特定個人を識別できるものであるが、公務員である教員の職務遂行の内容に係るものであるから、旧条例第 7 条第 2 項第 2 号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

- (ウ) 「10 校長所見」のうち別表記載部分

「10 校長所見」は、それ全体が校長個人に関する情報である。このうち別表記載部分を除く部分には、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれており、被害児童の個人に関する情報であって、被害児童が特定されるおそれがある内容である。

しかし、「10 校長所見」のうち別表記載部分については、そのような情報は含まれておらず、旧条例第 7 条第 2 項第 2 号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

- (エ) その余の特定個人が識別できる記載

当該情報は、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれている。すなわち、当該教員の被害児童に対する行為、対応等に関するものであり、被害児童が特定されるおそれがあることから、いずれも被害児童の個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものである。

したがって、当該情報は、旧条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 事件の詳細に関する内容

- (ア) 「4 事件の概要」及び「別紙 2」のうち別表記載部分

当該情報は、個人に関する情報ではあるが特定個人を識別することができるものではなく、当該情報を公にしても、個人の権利利益を害するおそれが

あるとは認められないので、旧条例第7条第2項第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

(イ) その余の事件の詳細に関する内容

当該情報は、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれている。すなわち、被害児童が特定されるおそれがあることから、いずれも被害児童の個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものである。

したがって、当該情報は、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
「事案2」及び「事案3」並びに「事案4」表題部分	非開示部分の全て
「6 児童、保護者、地域の様子」記載部分	非開示部分7行目35文字目から行末まで及び8行目の全て
「7 当該教諭の様子」記載部分	非開示部分6行目の全て
「8 関係教諭の様子」記載部分	非開示部分の全て
「10 校長所見」	非開示部分12行目及び13行目、16行目から20行目まで並びに25行目から28行目までの全て
「4 事件の概要」記載部分	非開示部分8行目及び9行目の全て
「別紙2」記載部分	非開示部分の表頭及び表側の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年12月20日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年12月7日 (第26回第四部会)	・審議
令和6年1月11日 (第27回第四部会)	・審議
令和6年2月1日 (第28回第四部会)	・審議
令和6年3月7日 (第29回第四部会)	・審議